

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和6年6月1日)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-480-5050 (8時30分～17時30分)

担当 サービス提供責任者(生活相談員)

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 特別養護老人ホームはなみずきの概要

① 提供できるサービスの種類

| | |
|----------|---------------------------|
| 施設名 | 特別養護老人ホームはなみずき |
| 所在地 | 千葉県八千代市島田台 998 番 4 |
| 介護保険指定番号 | 短期入所生活介護 (千葉県1272600212号) |

② 同施設の職員体制

| | | 常 勤 | 非常勤 | 計 |
|---------|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 施設長 | | 1名(1) | | 1名(1) |
| 副施設長 | | 1名(1) | | 1名(1) |
| 医師 | | | 1名 | 1名 |
| 生活相談員 | | 1名 | | 1名 |
| 管理栄養士 | | 1名(1) | | 1名(1) |
| 機能訓練指導員 | | | 1名 | 1名 |
| 介護支援専門員 | | 1名(1) | | 1名(1) |
| 事務職員 | | 2名(1) | | 2名(1) |
| 介護・看護職員 | 看護師 | 2名 | 2名(1) | 4名(1) |
| | 介護福祉士 | 9名 | | 9名 |
| | 実務者研修 介護職員基礎研修 ホームヘルパー1級修了者 | 2名 | 1名 | 3名 |
| | 介護職員初任者研修 ホームヘルパー2級修了者 | 5名 | 6名 | 11名 |
| | 介護員 | 1名 | 2名 | 3名 |

※()内は兼務職員 上記人数は本体施設と兼務

③ 同施設の概要

| 定 員 | | 16名 | 静 養 室 | 1室 2床 |
|-----|-----------------|--------------|-------|-------|
| 居 室 | 4人部屋 | 0室(1室44.8㎡) | 医 務 室 | 1室 |
| | 2人部屋 | 8室(1室22.4㎡) | 食 堂 | 2室 |
| | 個 室 | 0室(1室12.15㎡) | 機能訓練室 | 1室 |
| 浴 室 | 一般浴槽と特殊浴槽があります。 | | 談 話 室 | 2室 |

3 サービス内容

①食事

②入浴

③介護

④機能訓練

⑤レクリエーション

⑥健康管理

⑦理美容サービス

⑧外出援助

⑨特別な食事の提供

⑩受診付添いサービス

⑪生活相談

4 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（短期入所生活介護サービス費）

| | 個室 利用の場合 | 多床室 利用の場合 |
|---------|----------|-----------|
| 要介護認定区分 | 1日あたり | 1日あたり |
| 要介護度 1 | 603 単位 | 603 単位 |
| 要介護度 2 | 672 単位 | 672 単位 |
| 要介護度 3 | 745 単位 | 745 単位 |
| 要介護度 4 | 815 単位 | 815 単位 |
| 要介護度 5 | 884 単位 | 884 単位 |

(2) 加算料金他

| サービス名 | 単位数及び内容 (1日又は1回あたり) | 対象者又は算定日(回)数 |
|------------------------|-------------------------------|--------------|
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 22 単位/日 | |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 18 単位/日 | |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位/日 | |
| 夜間職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) | 13 単位/日 | |
| 夜間職員配置加算(Ⅲ)(Ⅳ) | 15 単位/日 | |
| 看護体制加算(Ⅰ) | 4 単位/日 | |
| 看護体制加算(Ⅱ) | 8 単位/日 | |
| 看護体制加算(Ⅲ) | 12 単位/日 | |
| 看護体制加算(Ⅳ) | 23 単位/日 | |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | 3 単位/日 | |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 4 単位/日 | |
| 口腔連携強化加算 | 50 単位/月 | |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) | 100 単位/月 | |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 10 単位/月 | |
| 身体拘束・虐待防止・BCP 未実施加算 | ▲1 / 100 単位 /月 | |
| 看取り連携体制加算 | 64 単位/日 死亡日・死亡日以前 30日以下 | |
| 送迎加算 | 184 単位/回 | 片道1回 |
| 療養食加算 | 8 単位/回 | 対象者 |
| 緊急短期入所受入加算 | 90 単位/日 | 対象者 |
| 長期利用者減算 | ▲30 単位/日 | 対象者 |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) | 総単位数13.6% | |
| 1 単位あたりの地域単価 | 10.55 円 | |

(3) 食費・居住費

| 居室の種類 | 個室 利用の場合 | | 多床室 利用の場合 | |
|-------|------------|-------------|------------|-------------|
| 居 住 費 | 1, 5 0 0 円 | | 1, 1 8 0 円 | |
| 食 費 | 1, 8 0 0 円 | 朝 食 5 1 0 円 | 1, 8 0 0 円 | 朝 食 5 1 0 円 |
| | | 昼 食 6 4 5 円 | | 昼 食 6 4 5 円 |
| | | 夕 食 6 4 5 円 | | 夕 食 6 4 5 円 |

(4) その他の料金

- ①おやつ代 . . . 1 1 0 円/食
- ②特別な食事 . . . 実費 (メニューによって異なります)
- ③行事食 . . . 1 食 5 0 0 円
- ④理美容代 . . . 実費
- ⑤送迎費 . . . 片道 1, 8 4 0 円 (通常の実施地域は、千葉市花見川区、八千代市、船橋市、習志野市、佐倉市、印西市、白井市です)
- ⑥受診サポート費用 . . . 当施設の協力病院 (新八千代病院) まで、1 回あたり 2, 0 0 0 円
当施設から直線距離で 1 0 km まで、1 回あたり 3, 0 0 0 円
当施設から直線距離で 1 0 km 以上、1 回あたり 5, 0 0 0 円
院内付き添い費が時間に応じて別料金がかかります。

⑦その他

上記の他、レクリエーション費用及び、施設外で発生したものにつきましては自己負担となります。
送迎は介護保険の適用を受けることが出来る場合もございます。詳しくはお問い合わせ下さい。

(5) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(6) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、口座自動引き落とし、現金集金、銀行振込の3通りの中からご契約の際にご選択ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、お電話でお申込下さい。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、その後の予約は無効になります。

(3) 自動終了

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②利用者がお亡くなりになった場合
- ③介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合
※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。
- ④利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず3ヶ月以内に支払わない場合。
- ⑤利用者やその家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- ⑥利用者が小規模多機能サービスを利用した場合
- ⑦利用者が2年以上当事業所の利用が無い場合。
- ⑧その他やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合。

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。
- ②利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) サービス利用のために

| 事 項 | 有無 | 備 考 |
|--------------|----|--------------------------|
| 従業員への研修の実施 | ○ | 年1回以上の苑内外の研修を実施しています |
| サービスマニュアルの作成 | ○ | |
| 身体的拘束 | × | 緊急やむを得ない場合は、事前にご説明いたします。 |

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間 . . . 午前9時～午後8時
- ・外出、外泊 . . . 原則として自由。ただし、届けが必要です
- ・飲酒、喫煙 . . . 応相談
- ・金銭、貴重品の管理 . . . 自己責任において管理ください
- ・所持品の持ち込み . . . 応相談
- ・宗教布教活動 . . . 原則として禁止します
- ・ペット . . . ご遠慮願います

(4) 当施設で責任を負いかねる事項

下記の場合は、施設の管理責任を負いかねることがありますので、ご了承ください。

- ・利用者及び家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに、もっぱら起因して損害が発生した場合。

- ・利用者及び家族等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・利用者及び家族等が、施設若しくは施設職員の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により、適切な処置をしたにも関わらず利用者が吸引を必要とする窒息、誤嚥等に至った場合。
- ・施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態にもつぱら起因する転落及び転倒等による怪我それに起因すると思われる身体症状の悪化に至った場合。
- ・精神障害（認知症等を含む）による不適応行動（異食、無断外出等）にもつぱら起因した、施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により、損害が発生した場合。
- ・利用者が環境の変化により、施設生活に順応できないことにもつぱら起因した、施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により、損害が発生した場合。
- ・利用者が自己管理されている飲食物（おやつ、面会者からの差し入れ等）にもつぱら起因した施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により、損害が発生した場合。
- ・その他、施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により、適切な処置をしたにも関わらず、利用者に損害が発生した場合。
- ・施設が感染症予防策を講じ適切に衛生管理を実施していたにも関わらず、利用者が感染症等に罹患し損害が発生した場合。

7 非常災害対策

- ・災害時の対応 . . . 当施設の災害対策規定に基づいた対応をします
- ・防災設備 . . . スプリンクラー設備、非常通報設備（消防署直通電話）
- ・防災訓練 . . . 年3回実施しています
- ・防火責任者 . . .

8 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

苦情受付担当者 提供責任者 電話 047-480-5050
 苦情解決責任者 施設長
 第三者委員 元教諭

(2) その他

当施設以外に市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

- | | | | |
|--------------------|----|--------------|---------|
| ①千葉市花見川区福祉事務所介護保険室 | 電話 | 043-275-6401 | (直通) |
| ②八千代市保健福祉部長寿支援課 | 電話 | 047-483-1151 | (代表) |
| ③習志野市保健福祉部介護支援課 | 電話 | 047-451-1151 | (代表) |
| ④船橋市福祉サービス部介護保険課 | 電話 | 047-436-2111 | (代表) |
| ⑤佐倉市介護保険課 | 電話 | 043-484-1111 | (代表) |
| ⑥印西市介護保険課 | 電話 | 047-642-5111 | (代表) |
| ⑦白井市介護保険課 | 電話 | 047-492-1111 | (代表) |
| ⑧千葉県国民健康保険団体連合会 | 電話 | 043-254-7428 | (苦情処理係) |

9 当施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 清明会
 代表者役職・氏名 理事長 寺田 憲児
 事業所所在地・電話番号 千葉県八千代市島田台998番4 TEL 047-480-5050

- 定款の目的に定めた事業
- 1 第1種社会福祉事業
 - (イ) 軽費老人ホームの経営
 - (ロ) 特別養護老人ホームの経営
 - 2 第2種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人介護支援センター事業の経営
 - (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
 - 3 公益を目的とする事業
 - (イ) 居宅介護支援事業の経営
 - (ロ) 地域包括支援センター事業の経営
 - (ハ) 介護予防支援事業の経営
 - (ニ) 配食サービス事業の経営
 - (ホ) 福祉有償運送サービス事業の経営
 - (ヘ) 介護職員初任者研修事業の経営
 - 4 その他これらに付随する業務

| | | |
|--------|-----------------|-----|
| 施設・拠点等 | 居宅介護支援 | 3ヶ所 |
| | 介護老人福祉施設 | 2ヶ所 |
| | 短期入所生活介護 | 3ヶ所 |
| | 通所介護 | 3ヶ所 |
| | 訪問介護 | 5ヶ所 |
| | 地域包括支援センター | 3ヶ所 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 | 2ヶ所 |
| | 地域密着型通所介護 | 1ヶ所 |
| | 定期巡回随時対応型訪問介護看護 | 1ヶ所 |

1 0 個人情報の取扱

社会福祉法人 清明会が保有する利用者等の個人情報については、適正かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。個人情報の利用期間・利用目的・使用条件については【個人情報の使用に関する同意書】をご覧ください。

1 1 在宅中重度対応体制

看護師の配置をしております。
夜間における24時間連絡体制を確保しております。

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈事業者名〉 特別養護老人ホーム はなみずき 印

〈住 所〉 千葉県八千代市島田台998番4

〈説 明 者〉 相談係

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者

〈住 所〉

〈氏 名〉

身元保証人

〈住 所〉

〈氏 名〉